



栃木県公報

令和4(2022)年
12月22日(木)
号 外
第 65 号

目 次

条 例

○栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定	3
○栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例の制定	25
○栃木県部設置条例等の一部改正	28
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	31
○栃木県手数料条例の一部改正	33
○栃木県個人情報保護条例の廃止等	45

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定（栃木県条例第37号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとしました。
 - (1) 栃木県立美術館及び栃木県立博物館（以下「美術館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、美術館等のみに係るものを含む。）。
 - (2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
 - (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
 - (4) 文化財の保護に関すること。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5（2023）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
 - (3) 関係条例について所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例の制定（栃木県条例第38号）

- 1 設置（第1条関係）

三轟山の豊かな自然と触れ合う機会の拡大を図るとともに、県民の多様な団体活動を支援することにより、生涯学習の振興に資するため、栃木県立みかも自然の家（以下「みかも自然の家」という。）を栃木市に設置することとしました。
- 2 利用の許可（第4条関係）

みかも自然の家のうち、一定の施設（以下「許可対象施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととしました。
- 3 指定管理者による管理（第11条関係）

教育委員会は、みかも自然の家の管理を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとしました。
- 4 利用料金（第13条関係）

許可対象施設の利用の許可を受けた者は、当該利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならないこととしました。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、令和5（2023）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) みかも自然の家は、令和6（2024）年4月1日から利用に供することとしました。
 - (3) 栃木県都市公園条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県部設置条例等の一部改正（栃木県条例第39号）

- 1 危機管理等に関する事務を行う組織として危機管理防災局を新たに設置するとともに、県民生活部を生活文化スポーツ部に再編整備すること等のため、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 栃木県部設置条例（題名、第1条、第2条並びに附則第21項及び第22項関係）

(2) 栃木県災害対策本部条例(第3条～第6条関係)

(3) 栃木県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(第3条～第7条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 関係条例について所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第40号)

1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。

2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第41号)

1 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県個人情報保護条例の廃止等(栃木県条例第42号)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改廃をすることとしました。

1 栃木県個人情報保護条例関係

栃木県個人情報保護条例は、廃止することとしました。

2 栃木県手数料条例関係

(1) 対象文書等の写し若しくは対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は対象電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付手数料を新設することとしました。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結手数料を新設することとしました。(以上第3条及び別表第1関係)

3 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例
- 2 栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例
- 3 栃木県設置条例等の一部を改正する条例
- 4 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例

令和4年12月22日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第37号

栃木県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

(1) 栃木県立美術館及び栃木県立博物館（以下「美術館等」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、美術館等のみに係るものを含む。）。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により栃木県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により栃木県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事その他の処分した処分その他の行為又は知事又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(栃木県文化財保護条例の一部改正)

- 3 栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 知事 知事 は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 知事 知事 は、県内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事 は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「占有者」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、知事 は、あらかじめ、別に定める栃木県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定による指定をしたときは、知事 は、当該県指定有形文化財の所有者又は所有者の代表に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事 は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、知事 は、その旨を県公報で告示するとともに、県指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに 県指定有形文化財の指定書を知事 に返付しなければならない。

(所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく規則 及び知事 の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

第3条 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、県内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会 は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「占有者」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会 は、あらかじめ、別に定める栃木県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4・5 略

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会 は、当該県指定有形文化財の所有者又は所有者の代表に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会 は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、教育委員会 は、その旨を県公報で告示するとともに、県指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに 県指定有形文化財の指定書を教育委員会 に返付しなければならない。

(所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則 及び教育委員会 の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 略
 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
 4 略

(所有者又は管理責任者の変更)
第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えて速やかに知事に届けなければならない。
 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届けなければならない。この場合、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書を添えて届けなければならない。

(滅失及びびぎ損)
第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がいる場合はその者)は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

(所在の変更)
第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がいる場合はその者)は、あらかじめその旨を知事に届けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

(管理又は修理の補助)
第11条 略
 2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)
第11条の2 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の

2 略
 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
 4 略

(所有者又は管理責任者の変更)
第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えて速やかに知事に届けなければならない。
 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届けなければならない。この場合、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書を添えて届けなければならない。

(滅失及びびぎ損)
第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がいる場合はその者)は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

(所在の変更)
第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がいる場合はその者)は、あらかじめその旨を知事に届けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

(管理又は修理の補助)
第11条 略
 2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)
第11条の2 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の

全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
(1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
(2)・(3) 略

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあるとき、教育委員会は、所有者又は管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に必要措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(現状変更等の制限)

第13条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届けなければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行なう場合はこの限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は前項の届出に係る修理に関し指導と助言を与えることができる。

全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
(1) 管理又は修理に関し条例又は規則に違反したとき。
(2)・(3) 略

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定有形文化財の管理が適当でないため、当該県指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあるとき、知事は、所有者又は管理者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に必要措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(現状変更等の制限)

第13条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 知事は第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、知事は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第14条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を知事に届けなければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行なう場合はこの限りでない。

2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は前項の届出に係る修理に関し指導と助言を与えることができる。

第16条 知事 は、県指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事 の行う 公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事 は、県指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 略

5 知事 は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 知事 は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に必要な指示をすることができる。

7 略

(調査)

第18条 知事 は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理工の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、当該県指定有形文化財に関する知事 の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(指定)

第20条 知事 は、県内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを栃木県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事 は、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、知事 は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 略

5 知事 は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがある

第16条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行なう公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3・4 略

5 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に必要な指示をすることができる。

7 略

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理工の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関する教育委員会の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(指定)

第20条 教育委員会は、県内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを栃木県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 略

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがある

ると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

- 6 略
- 7 第2項及び第5項の規定による認定をしたときは、教育委員会は当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならぬ。

(解除)

第21条 県指定無形文化財が、県指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会はその認定を解除することができる。

- 3～5 略

6 前項の場合には、教育委員会はその旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならぬ。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会はその旨を県公報で告示しなければならぬ。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であつた者）について同様とする。

(保存)

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を行ふものとする。

ると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

- 6 略
- 7 第2項及び第5項の規定による認定をしたときは、知事は当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならぬ。

(解除)

第21条 県指定無形文化財が、県指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、知事はその指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、知事はその認定を解除することができる。

- 3～5 略

6 前項の場合には、知事はその旨を県公報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならぬ。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事はその旨を県公報で告示しなければならぬ。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であつた者）について同様とする。

(保存)

第23条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を行ふものとする。

2・3 略

(公開)

第24条 知事 は、県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形民俗文化財の公開を、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 知事 は、県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 知事 は、県内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要な有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを栃木県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要な民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを栃木県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、知事 は、当該県指定無形民俗文化財の保存団体（県指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定することができる。

3～6 略

(解除)

第27条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事 は、その指定を解除することができる。

2 保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、知事 は、その認定を解除することができる。

3～8 略

9 第7項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、知事

2・3 略

(公開)

第24条 教育委員会 は、県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形民俗文化財の公開を、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会 は、県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 教育委員会 は、県内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要な有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを栃木県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要な民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを栃木県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、教育委員会 は、当該県指定無形民俗文化財の保存団体（県指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定することができる。

3～6 略

(解除)

第27条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会 は、その指定を解除することができる。

2 保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会 は、その認定を解除することができる。

3～8 略

9 第7項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育

委員会は、その旨を県公報で告示しなければならぬ。

10 保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。）は、保存団体の認定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示しなければならない。

（県指定有形民俗文化財の保護）

第28条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に必要な指示をすることができる。

（県指定無形民俗文化財の保存）

第29条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、県は、保存団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

（県指定無形民俗文化財及びその記録の公開）

第29条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存団体に対し県指定無形民俗文化財の公開を、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

（県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第29条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存団体その他その保存に当たたることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

（県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第30条 教育委員会は、県内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

は、その旨を県公報で告示しなければならない。

10 保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。）は、保存団体の認定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県公報で告示しなければならない。

（県指定有形民俗文化財の保護）

第28条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に必要な指示をすることができる。

（県指定無形民俗文化財の保存）

第29条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、県は、保存団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

（県指定無形民俗文化財及びその記録の公開）

第29条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の保存団体に対し県指定無形民俗文化財の公開を、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 略

（県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第29条の4 知事は、県指定無形民俗文化財の保存団体その他その保存に当たたることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

（県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第30条 知事は、県内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2～4 略

(指定)

第31条 知事 は、県内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定史跡、栃木県指定名勝又は栃木県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

(解除)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事 は、その指定を解除することができる。

2・3 略

(管理団体による管理及び復旧)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物につき、所有者が若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第40条において準用する第6条第2項の規定により選任された管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事 は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の指定をするには、知事 は、あらかじめ指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～5 略

(管理団体の解除)

第34条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、知事 は管理団体の指定を解除することができる。

2 略

(標識等の設置)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、知事

2～4 略

(指定)

第31条 教育委員会 は、県内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを栃木県指定史跡、栃木県指定名勝又は栃木県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

(解除)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会 は、その指定を解除することができる。

2・3 略

(管理団体による管理及び復旧)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物につき、所有者が若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第40条において準用する第6条第2項の規定により選任された管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会 は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行なわせることができる。

2 前項の指定をするには、教育委員会 は、あらかじめ指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3～5 略

(管理団体の解除)

第34条 前条第1項に規定した事由が消滅した場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会 は管理団体の指定を解除することができる。

2 略

(標識等の設置)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、教育委員会

の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第40条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合はその者）又は管理団体は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(現状変更等の制限)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 略

(選定)

第40条の3 教育委員会は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。）の区域の全部又は一部で県にとって重要なものを栃木県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

3 略

(解除)

第40条の4 教育委員会は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知しなければならない。

の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動)

第37条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第40条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合はその者）又は管理団体は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。

(現状変更等の制限)

第38条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 略

(選定)

第40条の3 知事は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものを除く。）の区域の全部又は一部で県にとって重要なものを栃木県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

3 略

(解除)

第40条の4 知事は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、知事は、その旨を県公報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知しなければならない。

(選定)

第40条の6 知事 は、県内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを栃木県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2・3 略

(解除)

第40条の7 知事 は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 知事 は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、保持者の 全て が死亡したとき、又は保存団体の 全て が解散したときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事 は、その旨を県公報で告示しなければならぬ。

(保存)

第40条の9 知事 は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとする。

2・3 略

(保存に関する指導又は助言)

第40条の10 知事 は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第41条 削除

(選定)

第40条の6 教育委員会は、県内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを栃木県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2・3 略

(解除)

第40条の7 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、保持者の すべて が死亡したとき、又は保存団体の すべて が解散したときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示しなければならぬ。

(保存)

第40条の9 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとする。

2・3 略

(保存に関する指導又は助言)

第40条の10 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第41条 この条例の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類

<p>は、<u>市町村教育委員会を經由するものとする。</u></p> <p>第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>第45条 第13条又は第38条の規定に違反して、<u>教育委員会</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、<u>県指定有形文化財</u>若しくは<u>県指定史跡名勝天然記念物</u>の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>教育委員会</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>	<p>この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第45条 第13条又は第38条の規定に違反して、<u>知事</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、<u>県指定有形文化財</u>若しくは<u>県指定史跡名勝天然記念物</u>の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は<u>知事</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<p>(栃木県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(栃木県立美術館条例の一部改正)</p> <p>5 栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(栃木県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(栃木県立美術館条例の一部改正)</p> <p>5 栃木県立美術館条例(昭和47年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 美術館の特別展(常設展以外の美術資料の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において、<u>教育委員会</u>が特別展開催の<u>つど所要経費</u>を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならぬ。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 美術館の特別展(常設展以外の美術資料の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において、<u>知事</u>が特別展開催の<u>都度所要経費</u>を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならぬ。</p> <p>3・4 略</p>
<p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第5条 学術研究等のため、美術館に展示され、又は保管されている美術資料の撮影、模写又は模造等をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>教育委員会</u>が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第6条 <u>すでに納付された観覧料又は撮影等料金は、返還しない。</u>ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第5条 学術研究等のため、美術館に展示され、又は保管されている美術資料の撮影、模写又は模造等をしようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>知事</u>が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第6条 <u>既に納付された観覧料又は撮影等料金は、返還しない。</u>ただし、<u>知事</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

<p>(観覧料等の免除) 第7条 <u>知事</u> は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。 (観覧の拒否等) 第8条 <u>知事</u> は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等美術館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、観覧を拒否し、又は退館させることができる。 (委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p>	<p>(観覧料等の免除) 第7条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。 (観覧の拒否等) 第8条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等美術館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、観覧を拒否し、又は退館させることができる。 (委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u> で定める。</p>				
<p>(栃木県文化財保護審議会条例の一部改正) 6 栃木県文化財保護審議会条例(昭和51年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="687 1131 762 2049">改正後</th> <th data-bbox="687 212 762 1120">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="762 1131 1471 2049"> <p>(設置) 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、<u>栃木県文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>知事</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、及びこれらの事項に関して<u>知事</u> に建議する。 (組織) 第3条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>知事</u> が委嘱する。 (部会) 第7条 審議会に、<u>規則</u> で定めるところにより、部会を置くことができる。</p> </td> <td data-bbox="762 212 1471 1120"> <p>(設置) 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、<u>栃木県教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」)に<u>栃木県文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>教育委員会</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u> に建議する。 (組織) 第3条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>教育委員会</u> が委嘱する。 (部会) 第7条 審議会に、<u>教育委員会規則</u> の定めるところにより、部会を置くことができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(設置) 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、<u>栃木県文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>知事</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、及びこれらの事項に関して<u>知事</u> に建議する。 (組織) 第3条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>知事</u> が委嘱する。 (部会) 第7条 審議会に、<u>規則</u> で定めるところにより、部会を置くことができる。</p>	<p>(設置) 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、<u>栃木県教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」)に<u>栃木県文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>教育委員会</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u> に建議する。 (組織) 第3条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>教育委員会</u> が委嘱する。 (部会) 第7条 審議会に、<u>教育委員会規則</u> の定めるところにより、部会を置くことができる。</p>	
改正後	改正前				
<p>(設置) 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、<u>栃木県文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>知事</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、及びこれらの事項に関して<u>知事</u> に建議する。 (組織) 第3条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>知事</u> が委嘱する。 (部会) 第7条 審議会に、<u>規則</u> で定めるところにより、部会を置くことができる。</p>	<p>(設置) 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条の規定に基づき、<u>栃木県教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」)に<u>栃木県文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>教育委員会</u> の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について<u>調査審議</u>し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u> に建議する。 (組織) 第3条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>教育委員会</u> が委嘱する。 (部会) 第7条 審議会に、<u>教育委員会規則</u> の定めるところにより、部会を置くことができる。</p>				

<p>(規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u> </u>規則で定める。</p>	<p>(教育委員会規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u> </u>規則で定める。</p>
<p>(栃木県立博物館条例の一部改正) 7 栃木県立博物館条例(昭和57年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(教育委員会規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u> </u>規則で定める。</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>(観覧料) 第4条 略 2 博物館において特別の企画による展示が行われている場合に、当該展示に係る博物館資料を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において<u>知事 </u>が当該展示に係る所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。 3・4 略 (撮影等の許可及び料金) 第5条 学術研究等のため、博物館に展示され、又は保管されている博物館資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、<u>知事 </u>の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>規則 </u>で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p>	<p>(観覧料) 第4条 略 2 博物館において特別の企画による展示が行われている場合に、当該展示に係る博物館資料を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において<u>教育委員会</u>が当該展示に係る所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。 3・4 略 (撮影等の許可及び料金) 第5条 学術研究等のため、博物館に展示され、又は保管されている博物館資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で<u>教育委員会規則</u>で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p>
<p>(観覧料等の不還付) 第6条 既に納付された観覧料又は撮影等料金は、還付しない。ただし、<u>知事 </u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(観覧料等の不還付) 第6条 既に納付された観覧料又は撮影等料金は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>(観覧料等の免除) 第7条 <u>知事 </u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(観覧料等の免除) 第7条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。</p>
<p>(入館の拒否等) 第8条 <u>知事 </u>は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を求めることができる。</p>	<p>(入館の拒否等) 第8条 <u>教育委員会</u>は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を求めることができる。</p>

<p>(<u>規</u>則への委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p>	<p>(<u>教育委員会規則への委任</u>) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>(栃木県埋蔵文化財センター条例の一部改正) 8 栃木県埋蔵文化財センター条例(平成3年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(<u>教育委員会規則への委任</u>) 第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>(<u>規</u>則への委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p>	<p>(<u>規</u>則への委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p>
<p>(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正) 9 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(<u>趣</u>旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第10項の規定によりみなして適用する同条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする。ことにし、知事が必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(<u>趣</u>旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項</p>	<p>(<u>趣</u>旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項</p>
<p>規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする。ことにし、知事が必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係) 1～6の2 略</p>	<p>規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする。ことにし、知事が必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係) 1～6の2 略</p>
<p>別表第1 (第2条、第3条関係) 1～6の2 略</p> <p>6の3 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第31条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付(以下「受理等」という。)</p> <p>(2) 法第32条の規定による届出の受理等</p> <p>(3) 法第33条の規定による届出の受理等</p> <p>(4) 法第34条の規定による届出の受理等</p> <p>(5) 法第43条第1項の規定による許可の申請の受理等</p>	<p>別表第1 (第2条、第3条関係) 1～6の2 略</p> <p>6の3 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第31条第3項の規定による届出の受理及び知事への送付(以下「受理等」という。)</p> <p>(2) 法第32条の規定による届出の受理等</p> <p>(3) 法第33条の規定による届出の受理等</p> <p>(4) 法第34条の規定による届出の受理等</p> <p>(5) 法第43条第1項の規定による許可の申請の受理等</p>

- (6) 法第43条の2第1項の規定による届出の受理等
- (7) 法第44条の規定による許可の申請の受理等
- (8) 法第46条第1項の規定による申出の受理等
- (9) 法第53条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (10) 法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (11) 法第60条第4項において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (12) 法第61条の規定による届出の受理等
- (13) 法第62条の規定による届出の受理等
- (14) 法第64条第1項の規定による届出の受理等
- (15) 法第65条第1項の規定による届出の受理等
- (16) 法第73条の規定による届出の受理等
- (17) 法第80条において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (18) 法第80条において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (19) 法第80条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (20) 法第80条において準用する法第34条の規定による届出の受理等
- (21) 法第81条第1項の規定による届出の受理等
- (22) 法第82条の規定による許可の申請の受理等
- (23) 法第83条において準用する法第46条第1項の規定による申出の受理等
- (24) 法第84条第1項の規定による届出の受理等
- (25) 法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (26) 法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (27) 法第90条第3項において準用する法第61条の規定による届出の受理等
- (28) 法第90条第3項において準用する法第62条の規定による届出の受理等

定による届出の受理等

- (29) 法第90条第3項において準用する法第64条第1項の規定による届出の受理等
- (30) 法第90条第3項において準用する法第65条第1項の規定による届出の受理等
- (31) 法第92条第1項の規定による届出の受理等
- (32) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理等
- (33) 法第94条第1項の規定による通知の受理等
- (34) 法第96条第1項の規定による届出の受理等
- (35) 法第97条第1項の規定による通知の受理等
- (36) 法第115条第2項の規定による届出の受理等
- (37) 法第118条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (38) 法第119条第2項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (39) 法第120条において準用する法第32条の規定による届出の受理等
- (40) 法第120条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (41) 法第120条において準用する法第115条第2項の規定による届出の受理等
- (42) 法第125条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (43) 法第127条第1項の規定による届出の受理等
- (44) 法第133条において準用する法第64条第1項の規定による届出の受理等
- (45) 法第133条において準用する法第115条第2項の規定による届出の受理等
- (46) 法第133条において準用する法第118条において準用する法第33条の規定による届出の受理等
- (47) 法第133条において準用する法第119条第2項において準用する法第31条第3項の規定による届出の受理等
- (48) 法第133条において準用する法第120条において

<p>準用する法第32条の規定による届出の受理等</p> <p>(49) 法第133条において準用する法第120条において準用する法第33条の規定による届出の受理等</p> <p>(50) 法第136条の規定による届出の受理等</p> <p>(51) 法第139条第1項の規定による届出の受理等</p>	<p>市町(第21号及び第23号に掲げる事務にあつては町を除く。)</p>
<p>6の4 栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第5条第5項の規定による返付指定書の受理等</p> <p>(2) 条例第6条第3項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 条例第7条第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(4) 条例第7条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 条例第8条の規定による届出の受理等</p> <p>(6) 条例第9条の規定による届出の受理等</p> <p>(7) 条例第13条第1項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(8) 条例第14条第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(9) 条例第18条の規定による報告の徴収</p> <p>(10) 条例第22条の規定による届出の受理</p> <p>(11) 条例第27条第8項において準用する条例第5条第5項の規定による返付指定書の受理等</p> <p>(12) 条例第28条第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(13) 条例第29条において準用する条例第6条第3項の規定による届出の受理</p> <p>(14) 条例第29条において準用する条例第7条第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(15) 条例第29条において準用する条例第7条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(16) 条例第29条において準用する条例第8条の規定による届出の受理等</p> <p>(17) 条例第29条において準用する条例第9条の規定による届出の受理等</p> <p>(18) 条例第29条において準用する条例第14条第1項</p>	

<p>の規定による届出の受理等</p> <p>(19) <u>条例第29条において準用する条例第18条の規定による報告の徴収</u></p> <p>(20) <u>条例第37条の規定による届出の受理</u></p> <p>(21) <u>条例第38条第1項の規定による許可（一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に規則で定める行為に係るものに限る。）</u></p> <p>(22) <u>条例第38条第1項の規定による許可の申請の受理等（前号の許可に係るものを除く。）</u></p> <p>(23) <u>条例第38条第3項において準用する条例第13条第4項の規定による命令及び許可の取消し（第21号の許可に係るものに限る。）</u></p> <p>(24) <u>条例第39条において準用する条例第14条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(25) <u>条例第40条において準用する条例第6条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(26) <u>条例第40条において準用する条例第7条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(27) <u>条例第40条において準用する条例第7条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(28) <u>条例第40条において準用する条例第8条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(29) <u>条例第40条において準用する条例第18条の規定による報告の徴収</u></p> <p>(30) <u>条例第40条の8において準用する条例第22条の規定による届出の受理</u></p>	<p>略</p>	<p>8～42 略</p>
<p>7 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>法第6条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付（以下「受理等」という。）</u></p> <p>(2)～(25) 略</p>	<p>略</p>	<p>8～42 略</p>

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

10 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 〃・3 略</p>	<p>1の2・1の3 略</p>
	<p>2 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第31条第3項（法第60条第4項（法第90条第3項において準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（法第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び栃木県教育委員会への送付（以下「受理等」という。）</p> <p>(2) 法第32条（法第60条第4項（法第90条第3項において準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（法第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</p> <p>(3) 法第33条（法第80条並びに第118条及び第120条（これらの規定を法第133条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</p> <p>(4) 法第34条（法第80条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</p> <p>(5) 法第43条第1項の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(6) 法第43条の2第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(7) 法第44条の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(8) 法第46条第1項（法第83条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等</p> <p>(9) 法第53条第1項の規定による許可の申請の受理等</p>

市町

<p>(10) <u>法第61条(法第90条第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p> <p>(11) <u>法第62条(法第90条第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p> <p>(12) <u>法第64条第1項(法第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p> <p>(13) <u>法第65条第1項(法第90条第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p> <p>(14) <u>法第73条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(15) <u>法第81条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(16) <u>法第82条の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(17) <u>法第84条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(18) <u>法第92条第1項(法第93条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p> <p>(19) <u>法第94条第1項の規定による通知の受理等</u></p> <p>(20) <u>法第96条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(21) <u>法第97条第1項の規定による通知の受理等</u></p> <p>(22) <u>法第115条第2項(法第120条及び第133条において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p> <p>(23) <u>法第125条第1項の規定による許可の申請の受理等</u></p> <p>(24) <u>法第127条第1項の規定による届出の受理等</u></p> <p>(25) <u>法第136条の規定による届出の受理等</u></p> <p>(26) <u>法第139条第1項の規定による届出の受理等</u></p>	<p>第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事務にあっては市町、第13号及び第15号に掲げる事務にあっては市</p>
<p>3. <u>栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号。以下この項において「条例」という。)</u>及び<u>条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>条例第5条第5項(条例第27条第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定による返付指定書の受理等</p> <p>(2) <u>条例第6条第3項(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出の受理等</p>	

- (3) 条例第7条第1項(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理等
- (4) 条例第7条第2項(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (5) 条例第8条(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理等
- (6) 条例第9条(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理等
- (7) 条例第13条第1項の規定による許可の申請の受理等
- (8) 条例第14条第1項(条例第29条及び第39条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理等
- (9) 条例第18条(条例第29条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収
- (10) 条例第22条(条例第40条の8において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (11) 条例第28条第1項の規定による届出の受理等
- (12) 条例第37条の規定による届出の受理
- (13) 条例第38条第1項の規定による許可(一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に教育委員会規則で定める行為に係るものに限る。)
- (14) 条例第38条第1項の規定による許可の申請の受理等(前号の許可に係るものを除く。)
- (15) 条例第38条第3項において準用する条例第13条第4項の規定による命令及び許可の取消し(第13号の許可に係るものに限る。)

(栃木県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

11 栃木県スポーツ推進審議会条例(平成23年栃木県条例第27号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(組織) 略</p> <p>第2条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>知事</u>が任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>生活文化スポーツ部</u>において処理する。</p>	<p>(組織) 略</p> <p>第2条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p>
--	--

(教育委員会事務局総務課)

栃木県条例第38号

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例

(設置)

第1条 三霞山の豊かな自然と触れ合う機会の拡大を図るとともに、県民の多様な団体活動を支援することにより、生涯学習の振興に資するため、栃木県立みかも自然の家（以下「みかも自然の家」という。）を栃木市に設置する。

(職員)

第2条 みかも自然の家に、必要な職員を置く。

(休所日)

第3条 みかも自然の家の休所日は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第4条 みかも自然の家のうち、別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第5条 教育委員会は、みかも自然の家の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その他みかも自然の家の管理上支障があるとき。

(許可の条件)

第6条 教育委員会は、第4条の許可をする場合においては、みかも自然の家の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第4条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又はその許可に係る有料施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、許可利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- (1) 第5条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 第6条の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第4条の許可を受けたとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

- 2 前項の規定に基づく処分により許可利用者により損失が生じても、県は、その補償の責任を負わない。
(遵守事項)
- 第9条** みかも自然の家の利用者は、その利用に当たっては、教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。
(原状回復)
- 第10条** みかも自然の家の利用者は、みかも自然の家の利用を終了したとき（許可利用者にあつては、第8条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに利用に係る施設（附属設備及び備品を含む。第12条第1号において同じ。）を原状に回復しなければならない。
(指定管理者による管理)
- 第11条** 教育委員会は、みかも自然の家の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
- 2 前項の規定によりみかも自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条の規定は適用せず、第4条から第6条まで及び第8条の規定の適用については、第4条から第6条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項中「教育委員会は」とあるのは「指定管理者は」と、同条第2項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。
(業務の範囲)
- 第12条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) みかも自然の家の施設の維持管理に関すること。
 - (2) 有料施設の利用の許可に関すること。
 - (3) みかも自然の家の運営に関すること。
 - (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (利用料金)
- 第13条** 許可利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。
(利用料金の免除等)
- 第14条** 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。
(教育委員会規則への委任)
- 第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(供用開始)
 - 2 みかも自然の家は、令和6年4月1日から利用に供するものとする。
(栃木県都市公園条例の一部改正)
 - 3 栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等) 第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第14条の2並びに第14条の3の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エリア、栃木県総合運動公園東エリア及び栃木県立みかも自然の家の管理について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 栃木県みかも山公園 (1)～(3) 略 (4) 教養施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県立みかも自然の家</td> <td style="text-align: center;">自然の家</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～9 略</p>	施 設	名	栃木県立みかも自然の家	自然の家	<p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等) 第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第14条の3、第14条の2並びに第14条の3の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリアについて必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第7条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 栃木県みかも山公園 (1)～(3) 略</p> <p>7～9 略</p>
施 設	名				
栃木県立みかも自然の家	自然の家				

別表 (第4条、第13条関係)

1 宿泊室

利 用 者	区 分	基 準 額 (1人1泊につき)	
		高 校 生 等 以 下	そ の 他 の 者
県 内 に 居 住 す る 者	高 校 生 等 以 下	3,000円	
	そ の 他 の 者	4,000円	
県 外 に 居 住 す る 者	高 校 生 等 以 下	4,000円	
	そ の 他 の 者	5,000円	

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 中学校生徒以下の者（義務教育を終了しない者をいう。以下同じ。）が学校教育活動等（県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚園、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動をいう。以下同じ。）としてみかも自然の家を利用する場合は当該者に係る宿泊室の利用料金は、無料とする。

2 研修室等

区 分	基 準 額	
	午 前 9 時 から 正 午 ま で	午 後 1 時 から 午 後 5 時 ま で
大 研 修 室	10,800円	14,400円
		午後6時から午後9時まで
		超過時間 (1時間につき)
		10,800円
		3,600円

中 研 修 室	1	5,400円	7,200円	5,400円	1,800円
	2	5,400円	7,200円	5,400円	1,800円
体 育 館		7,200円	9,600円	7,200円	2,400円
音 楽 室		3,600円	4,800円	3,600円	1,200円

備考

- 1 「超過時間」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までの時間以外の時間をいう。
- 2 学校教育活動等又は教育委員会が主催する事業としてみかも自然の家を利用する場合の研修室等の利用料金は、無料とする。
- 3 ファイアーサークル

施 設 区 分	基 準 額 (1 回 に つ き)
フ ェ イ ア ー サ ー ク ル	6,000円

備考 学校教育活動等又は教育委員会が主催する事業としてみかも自然の家を利用する場合のファイアーサークルの利用料金は、無料とする。

4 キャンプサイト

施 設 区 分	基 準 額 (1 区 画 1 泊 に つ き)
キ ャ ン プ サ イ ト	7,200円

備考 学校教育活動等としてみかも自然の家を利用する場合のキャンプサイト（中学校生徒以下の者のみを利用する区画に限る。）の利用料金は、無料とする。

(教育委員会事務局生涯学習課)

栃木県条例第39号

栃木県設置条例等の一部を改正する条例

(栃木県設置条例の一部改正)

第1条 栃木県設置条例（平成18年栃木県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>栃木県部局設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び局を置く。</p> <p>総合政策部 経営管理部 生活文化スポーツ部</p> <p>保健福祉部 環境森林部</p>	<p>栃木県部設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 経営管理部 県民生活部 環境森林部 保健福祉部</p>

産業労働観光部
農政部
県土整備部
危機管理防災局

(分掌事務)

第2条 部及び局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 生活文化スポーツ部

ア 略

イ 文化に関すること。

ウ スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(4) 略

(5) 環境森林部

ア 環境の保全に関すること。

イ 森林及び林業に関すること。

(6)～(8) 略

(9) 危機管理防災局

ア 危機管理に関すること。

イ 消防及び防災に関すること。

附 則

1～20 略

産業労働観光部
農政部
県土整備部

(分掌事務)

第2条 部 の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 県民生活部

ア 略

イ 防災その他県民の安全に関すること。

(4) 環境森林部

ア 環境の保全に関すること。

イ 森林及び林業に関すること。

(5) 略

(6)～(8) 略

附 則

1～20 略

(国体・障害者スポーツ大会局の設置)

21 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、国体・障害者スポーツ大会局を置く。

(国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務)

22 国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第77回国民体育大会に関すること。

(2) 第22回全国障害者スポーツ大会に関すること。

第2条 栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略	第2条 略
第3条 災害対策本部長は、 <u>災害対策本部員のうち1人を危機管理統括監として指名する。</u>	
2. <u>危機管理統括監は、災害対策本部長及び災害対策副本部長を助け、災害対策本部の事務を掌理し、関係事務に関し必要な調整を行う。</u>	
第4条・第5条 略	第3条・第4条 略
(庶務)	(庶務)
第6条 災害対策本部の庶務は、 <u>危機管理防災局</u> において処理する。	第5条 災害対策本部の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。
第7条 略	第6条 略

（栃木県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正）

第3条 栃木県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成17年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略	第2条 略
第3条 本部長は、本部員のうち1人を危機管理統括監として指名する。	
2. <u>危機管理統括監は、本部長及び副本部長を助け、国民保護対策本部の事務を掌理し、関係事務に関し必要な調整を行う。</u>	
第4条・第5条 略	第3条・第4条 略
(庶務)	(庶務)
第6条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>危機管理防災局</u> において処理する。	第5条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。
第7条・第8条 略	第6条・第7条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県防災会議条例の一部改正)

2 栃木県防災会議条例(昭和37年栃木県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第5条 防災会議の庶務は、危機管理防災局において処理する。	第5条 防災会議の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(栃木県交通安全対策会議条例の一部改正)

3 栃木県交通安全対策会議条例(昭和45年栃木県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第5条 会議の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部</u> において処理する。	第5条 会議の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(栃木県国民保護協議会条例の一部改正)

4 栃木県国民保護協議会条例(平成17年栃木県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第6条 協議会の庶務は、 <u>危機管理防災局</u> において処理する。	第6条 協議会の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(栃木県いじめ再調査委員会条例の一部改正)

5 栃木県いじめ再調査委員会条例(平成26年栃木県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第7条 再調査委員会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部</u> において処理する。	第7条 再調査委員会の庶務は、 <u>県民生活部</u> において処理する。

(人事課)

栃木県条例第40号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。

21～31 略	21～31 略	沢町、那須町及び那珂川町
31の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。） (1)～(35) 略	31の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。） (1)～(35) 略	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、益子町、茂木町及び芳賀町
31の3～42 略	31の3～42 略	

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第1の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（行政改革ICT推進課）

栃木県条例第41号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
事 務	金 額	事 務	金 額
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
1～464の4 略		1～464の4 略	
464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲	464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 申請に係る住戸の数が

1戸の場合 4,000円

(4) 申請に係る住戸の数が

1戸を超え5戸以内の場合

合 9,000円

(7) 申請に係る住戸の数が

5戸を超え10戸以内の場合

合 15,000円

(エ) 申請に係る住戸の数が

げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

- 10戸を超え25戸以内の場合
全 25,000円
- (イ) 申請に係る住戸の数が
25戸を超え50戸以内の場合
全 43,000円
- (ロ) 申請に係る住戸の数が
50戸を超え100戸以内の場合
全 77,000円
- (ハ) 申請に係る住戸の数が
100戸を超え200戸以内の
場合 121,000円
- (ニ) 申請に係る住戸の数が
200戸を超える場合
153,000円

- ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びビに掲げる金額を除く。）次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額（ア）～（ウ）略
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 略
- イ 共同住宅等の住宅部分に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 申請に係る住戸の数が1戸の場合 33,000円

- イ アに掲げる申請以外の申請
- 次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額（ア）～（ウ）略
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 略

<p>(イ) 申請に係る住戸の数が 1戸を超え5戸以内の場合 金 66,000円</p> <p>(ウ) 申請に係る住戸の数が 5戸を超え10戸以内の場合 金 93,000円</p> <p>(エ) 申請に係る住戸の数が 10戸を超え25戸以内の場合 金 130,000円</p> <p>(オ) 申請に係る住戸の数が 25戸を超え50戸以内の場合 金 187,000円</p> <p>(カ) 申請に係る住戸の数が 50戸を超え100戸以内の場合 金 268,000円</p> <p>(キ) 申請に係る住戸の数が 100戸を超え200戸以内の場合 金 363,000円</p> <p>(ク) 申請に係る住戸の数が 200戸を超える場合 476,000円</p>			<p>464の6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>立 一の建築物全体に係る申請(ア及びビイに掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)を合算した金額(ア)～(エ) 略</p>		<p>イ アに掲げる申請以外の申請 次に掲げる金額(共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。)を合算した金額(ア)～(エ) 略</p>	<p>464の6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>2 略</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画(以下この項(2を除く。))において「計画」という。)の変更の</p>		<p>2 略</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画(以下この項(2を除く。))において「計画」という。)の変更の</p>	<p>464の6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>

認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ アに掲げる申請以外の申請

次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額
 (ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
 (イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
 (ウ) 計画の認定を受けた非

認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 当該計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びビイに掲げる金額を除く。) 次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額
 (ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
 (イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
 (ウ) 計画の認定を受けた非

住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ アに掲げる申請以外の申請

次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(2)のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非

住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウに規定する金額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等の計画の認定を受けた住宅部分に係る申請

前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びビイに掲げる金額を除く。）次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共用部分について、前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非

<p>住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額</p> <p>2 略</p>	<p>住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウに規定する金額</p> <p>2 略</p>
<p>464の7～464の12 略</p> <p>464の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」とい</p>	<p>464の7～464の12 略</p> <p>464の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」とい</p>

う。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

イ 共同住宅等に係る申請次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。)を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積。(イ)から(エ)まで及びウの(イ)並びに(2)のイ及びウの(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平

う。)に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 略

<p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 63,000円</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,000円</p>	<p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円</p>	<p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 250,000円</p>	<p>ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びビに掲げる金額を合算した金額（7）～（エ）略</p>	<p>2 略</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合に掲げる申請の区分に応じ、それ</p>
<p>イ アに掲げる申請以外の申請</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額（7）～（エ）略</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合に掲げる申請の区分に応じ、それ</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>2 略</p>	<p>464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>

それぞれに定める金額
ア・イ 略

ウ ア及びイに掲げる申請以外の申請
次に掲げる金額を合算した金額
(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものを除く。) について、前項の右欄の1の(1)のイの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項のイの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のイ

それぞれに定める金額
ア・イ 略

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額
エ 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額
オ 一の建築物全体に係る申請 (アからエまでに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額
(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係るものを除く。) について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウ

に規定する金額
 (2) (1)に掲げる場合以外の場合
 次に掲げる申請の区分に応
 じ、それぞれ次に定める金額
 ア・イ 略

ウ ア及びイに掲げる申請以
 外の申請
次に掲げ
 る金額を合算した金額
 (ア) 計画の認定を受けた住
 宅部分 ((イ)に係るものを
 除く。) について、前項
 の右欄の 1の(2)のイの
(ア)に規定する金額の2分
の1に相当する金額
 (イ) 計画の認定を受けた共
 同住宅等の部分につい
 て、前項の右欄の 1の(2)
のイの(イ)に規定する金額
の2分の1に相当する金
額
 (ウ) 計画の認定を受けた非
 住宅部分 (モデル建物を
 用いるものに限る。) につ
 いて、前項の右欄の
1の(2)のイの(ウ)に規定
する金額の2分の1に相

に規定する金額
 (2) (1)に掲げる場合以外の場合
 次に掲げる申請の区分に応
 じ、それぞれ次に定める金額
 ア・イ 略
 ウ 計画の認定を受けた共同
 住宅等に係る申請 前項の
右欄の1の(2)のイに規定す
る金額の2分の1に相当す
る金額
 エ 新たに追加する共同住宅
 等に係る申請 前項の右欄
の1の(2)のイに規定する金
額
 オ 一の建築物全体に係る申
請 (アからエまでに掲げる
申請を除く。) 次に掲げ
る金額を合算した金額
 (ア) 計画の認定を受けた住
 宅部分 ((イ)に係るものを
 除く。) について、前項
 の右欄の 1の(2)のウの
(ア)に規定する金額の2分
の1に相当する金額
 (イ) 計画の認定を受けた共
 同住宅等の部分につい
 て、前項の右欄の 1の(2)
のウの(イ)に規定する金額
の2分の1に相当する金
額
 (ウ) 計画の認定を受けた非
 住宅部分 (モデル建物を
 用いるものに限る。) につ
 いて、前項の右欄の
1の(2)のウの(ウ)に規定
する金額の2分の1に相

<p>当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のイの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のイに規定する金額</p> <p>2 略</p> <p>464の15～517 略</p> <p>備考 略</p>	<p>当する金額</p> <p>(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウに規定する金額</p> <p>2 略</p> <p>464の15～517 略</p> <p>備考 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>栃木県条例第42号</p> <p>栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例</p> <p>(栃木県個人情報保護条例の廃止)</p> <p>第1条 栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）は、廃止する。</p> <p>(栃木県手数料条例の一部改正)</p> <p>第2条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第3条 県が徴収する手数料は、別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</p>	<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第3条 県が徴収する手数料は、別表第1の8の8の項、8の9の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、125の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条関係）</p>

事 務	金 額	事 務	金 額
<p>1～8の6 略</p> <p>8の7 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第1項の規定に基づく保有個人情報記録された文書若しくは図画(以下この項において「対象文書等」という。)の写し若しくは保有個人情報が記録された電磁的記録(以下この項において「対象電磁的記録」という。)に記録された事項を記載した書面又は対象電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付</p>	<p>1 対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の片面に白黒で複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき10円</p> <p>2 対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の両面に白黒で複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき20円</p> <p>3 対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の片面にカラーで複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき80円</p> <p>4 対象文書等又は対象電磁的記録を用紙の両面にカラーで複写し、又は出力したものの交付用紙1枚につき160円</p> <p>5 対象電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円</p>	<p>1～8の6 略</p>	
<p>8の8 個人情報保護に関する法律第115条の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結</p>	<p>21,000円に次に定める金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>1 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>2 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う金額(当該委託をする場合に限る。)</p>		
<p>8の9 個人情報保護に関する法律第118条第2項において準用する同法第115条の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結</p>	<p>次に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 2に掲げる者以外の者 個人情報保護に関する法律第115条</p>		

<p>の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が同法第119条第3項の規定により納付しなければならぬ手数料の金額と同一の金額</p> <p>2. 個人情報の保護に関する法律第115条(同法第118条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円</p>	<p>8の10～8の12 略</p> <p>9～517 略</p> <p>備考 略</p>
<p>の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が同法第119条第3項の規定により納付しなければならぬ手数料の金額と同一の金額</p> <p>2. 個人情報の保護に関する法律第115条(同法第118条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円</p>	<p>8の7～8の9 略</p> <p>9～517 略</p> <p>備考 略</p>
<p>(栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定める申請書に次に掲げる書類を添付して、知事等の指定する期間内に、これを提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定の申請に係る公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項―に規定する個人情報をいう。次条及び第6条において同じ。)の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置について定めた書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定める申請書に次に掲げる書類を添付して、知事等の指定する期間内に、これを提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定の申請に係る公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報(栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。次条及び第6条において同じ。)の適正な取扱いを確保するために講ずべき措置について定めた書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>
<p>(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)</p> <p>第4条 栃木県行政不服審査会条例(平成28年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略
- (2) 情報公開制度に関する事項について、情報公開実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に意見を述べること。
- (3) 個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この条及び第3章において「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する諮問に応じて調査審議すること。
- (4) 個人情報保護法第129条に規定する諮問に応じて調査審議すること。

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、個人情報保護実施機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の諮問に応じて、調査審議し、及び個人情報保護実施機関に意見を述べること。

(6) 略

(合議体)

第7条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する4人及び議事に関する臨時委員をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項及び第2条各号（第2号及び第4号を除く。）に掲げる事務を処理する。

2～5 略

（審査会の調査審議の手続の特例）

第10条 情報公開条例第19条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問された事件に係る調査審議

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略
- (2) 情報公開制度に関する事項について、実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）に意見を述べること。
- (3) 栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下この条及び第3章において「個人情報保護条例」という。）第41条第1項に規定する諮問に応じて調査審議すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (5) 個人情報保護制度に関する事項について、実施機関（個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この号及び次号において同じ。）の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に意見を述べること。
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、実施機関

の諮問に応じて、調査審議し、及び実施機関

に意見を述べること。

(7) 略

(合議体)

第7条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する4人及び議事に関する臨時委員をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項及び第2条各号（第2号及び第5号を除く。）に掲げる事務を処理する。

2～5 略

（審査会の調査審議の手続の特例）

第10条 情報公開条例第19条第1項及び個人情報保護条例第41条第1項に規定により諮問された事件に係る調査審議

の手續については、法第81条第3項において準用する法第5章第1節第2款の規定にかかわらず、この章の定めるところによる。

(定義)

第11条 この章において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第1項の規定により諮問をした情報公開実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした個人情報保護実施機関(議会を除く。)をいう。

2 略

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審査会の調査権限)

第12条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問された事件に関し、審査請求人、参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認めらる者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例(以下「旧条例実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前に旧条例実施機関の職員であつた者に係る旧個人情報保護条例第11条の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧条例個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第12条第2項の委託を受けた旧条例個人情報を取り扱う事務に従事していた者又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う県の公の施設の管理の事務に従事していた者に係る旧個人情報保護条例第12条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による当該事務に関して知り得た旧条例個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

の手續については、法第81条第3項において準用する法第5章第1節第2款の規定にかかわらず、この章の定めるところによる。

(定義)

第11条 この章において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第2項又は個人情報保護条例第41条第2項に規定する諮問庁

をいう。

2 略

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第20条第1項、第31条第1項又は第39条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護条例第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審査会の調査権限)

第12条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開条例第19条第1項又は個人情報保護条例第41条第1項の規定により諮問された事件に関し、審査請求人、参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認めらる者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

